

第4種踏切道の安全確保に関する実態調査

結果報告書

令和3年11月

総務省行政評価局

前 書 き

鉄道と道路とが交差する踏切道の中には、第4種踏切道というものがある。他の種別の踏切道には、踏切遮断機や踏切警報機が設置されているのに対し、第4種踏切道は、こうした設備が設置されていないものである。

現在の鉄道に関する技術上の基準では、第4種踏切道を新設することはできない。現在の基準では、鉄道と道路とが平面で交差し、踏切道を設けること自体に抑制的であり、立体交差によることが基本であるとともに、例外的に平面で交差し、踏切道を設ける場合には、踏切遮断機や踏切警報機を設置することが必要である。

第4種踏切道は、令和元年度末現在、全国に約2,600か所ある。前述の基準が定められる前から存在し、改築等の工事までの間、過渡的に許容されているものであって、改良や統廃合などにより解消されていく存在である。他方で、こうした第4種踏切道は、住宅地や農地の中にあるものから、公園内や寺社・墓地に至る経路にあるものまで、人々の生活に密着した場所にあつて、日常的に利用されているものも少なくない。

第4種踏切道が全国約3万3,000か所の踏切道に占める割合は約8%であり、第4種踏切道における事故発生件数そのものは多くはない。しかしながら、第4種踏切道における事故の発生は100か所当たり1.02件と、踏切遮断機を備えた第1種踏切道（踏切道100か所当たり0.59件）の2倍弱の頻度となっており、毎年、死者を生ずる事故も発生している状況にある。

関係機関においては、交通安全の観点から、踏切事故の削減を目標に、踏切保安設備（踏切遮断機等）の整備、踏切道の統廃合の促進等の施策を講ずることとされている。今回の調査は、以上のような状況を踏まえ、第4種踏切道の安全確保について、その実態を調査したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 全体概況及び報告書の構成	2
2 調査対象とした第4種踏切道	8
3 第4種踏切道における安全対策	12
(1) 廃止	12
(2) 第1種化	28
4 <補論>経過規定	48
5 事例集	51
6 資料編	101